4　その他再商品化の実施に関し重要な事項

プラスチック製容器包装に係る分別基準適合物の再商品化により得られた物の需要拡大を推進するものとする。

別表第一

所在地	施設の種別
北海道（六か所） 青森県（三か所） 岩手県 宮城県 秋田県 山形県（二か所） 福島県（二か所） 茨城県（二か所） 群馬県（二か所） 埼玉県（四か所） 千葉県（二か所） 東京都 神奈川県（三か所） 新潟県 富山県 福井県 山梨県 長野県 岐阜県（二か所） 静岡県（二か所） 愛知県（二か所） 三重県（二か所） 滋賀県 大阪府（四か所） 兵庫県（五か所） 岡山県 山口県 徳島県 愛媛県（二か所） 福岡県（四か所） 長崎県 熊本県 宮崎県 鹿児島県 沖縄県（五か所）	カレット化施設

別表第二

所在地	施設の種別
北海道（八か所） 宮城県（二か所） 埼玉県（二か所） 千葉県（六か所） 東京都（三か所） 神奈川県（三か所） 新潟県（二か所） 富山県（五か所） 石川県 長野県（二か所） 岐阜県（二か所） 愛知県（七か所） 三重県 大阪府（二か所） 広島県（二か所） 山口県（三か所） 福岡県 佐賀県 長崎県（二か所） 熊本県 大分県 鹿児島県（二か所）	製紙原料等を得るための施設又は古紙再生ボード、溶鋼用鎮静剤、古紙破砕解繊物等を得るための施設

別表第三

所在地	施設の種別
北海道（三か所） 岩手県 宮城県 茨城県（二か所） 埼玉県 千葉県 神奈川県（二か所） 新潟県（二か所） 富山県 長野県 静岡県 大阪府 広島県 熊本県（二か所）	固形燃料を得るための施設